事務局規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本シングルマザー支援協会(以下「この法人」という) の事務処理の基準その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局におけ る事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第2章 組織

(事務局)

第2条 事務局に、管理部、経理部、事業部を置く。 2 各部の分掌は、別紙の「業務の分掌」 に定める。

第3章 職制

(職員等)

第3条 事務局には、次に掲げる職員を置く。

- (1)事務局長
- (2)管理部長
- (3)経理部長
- 2 事務局長は、前項に規定する職制のほか、必要に応じて職員の職務を設けること

(職員の職務)

第4条 この法人の職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 事務局長は、代表理事の命を受けて、事務局の事務を統括する。
- (2) 管理部長は、事務局長を補佐するものとし、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、管理部長がその職務を代行する。
- (3) 経理部長は、事務局長の命を受けて、各部の業務を行う。

(職員の任免及び職務の指定)

第5条 職員の任免は、代表理事が行う。

2 職員の職務は、代表理事が指定する。

第5章 事務処理

(事務の決裁)

第6条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、各部の部長及び事務局長の決裁を受けて施行する。ただし、重要な事務は、代表理事の決裁を経なければなら

(代理決裁)

第7条 代表理事長、事務局長が出張等により不在である場合において、特に緊急しなければならない決裁文書は、決裁権者があらかじめ指定する者が決裁することができる。 2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

(規程外の対応)

第 8 条 本規程以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は、別に「文書管理規程」 る。

(細則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事長が別途定めることができる。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、社員総会の決議による。

附 則 この規程は、令和4年1月25日から施行する。(令和4年1月19日社員総会決議)

別紙 (業務の分掌)

部	分掌事務
管理部	・経営戦略並びに中長期計画又は年度計画の策定及び実行
	管理
	・広報、プロモーション及び事業報告
	・その他上記に関連する事項
経理部	・資金管理、経理並びに予算策定及び管理
	・事務局運営における総合調整
	・人事及び労務
	・コンプライアンス及びリスク管理関係(コンプライアン
	ス委員会の運営 を含む)
	・内部通報窓口
	・規程類の制定及び改廃
	・ 購買その他の内部システム関係
	・その他上記に関連する事項
事業部	・団体及び企業等との連携支援
	・システム構築及び運用
	・研修(社内社外及び対外的)
	・その他上記に関連する事項